全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1−10−2
TEL（862）6241〜8
購読料　1部　35円

松竹錠
品川区大井
TEL（771）7477・9687
工　場（781）5472
（782）9189

# 検討委の結論、またも持越し

## 全浴連、要望実現へ総力

## 全国代表者会議も準備

厚生省に設けられた「公衆浴場確保対策検討委員会」は、八月二日の会議でも結論が得られず、その後、厚生省事務当局が全浴連の意見聴取を重ねつつ、最終的なとりまとめ作業に入り、九月中には立案をおわり、委員会にはかる予定だった。しかし、内閣改造によって、田中前厚相から早川厚相にバトンが引き継がれるという政局の変動があり、省内事情も大きく変わったため、九月中に検討委員会を開くことはとうてい困難な情勢となり、結論はまたも持越しのやむなきにいたった。

全浴連（沢井秀雄理事長）は、厚生省の意見聴取に際し、業界独自の構想で立案した「確保対策に関する意見」（本紙前号で詳報）を基本として、主張すべきことはすべて主張しつくしており、さらにこれを集約して

①検討委員会は、公衆浴場をいかにして確保するかの方策を明確にすることを基本姿勢とすること

②公衆浴場の社会公共的施設としての性格を鮮明にすること

③確保対策にあたっては、国の責任分野を明確にすること

以上の三項を業界要望の主柱として最前面に掲げていくこととし大局的な立場でのぞむという態度を示している。このことは、検討委員会の結論に三項をはっきりとおり込まなければならないという全業界の決意を表明したものである。

沢井理事長らは、早川厚相、中山政務次官との会談でも、三項の推進を強く要請、早急に検討委を開いて結論を出し、これにもとづいて厚生省が積極的な確保対策を実現するよう強調した。

全浴連としては、検討委員会が開かれる日どりとにらみ合わせ、全国代表者会議を招集する準備を進めており、業界要望の実現に向かって、業界をあげて総力を投入することになった。

## 早川厚相、中山政務次官と会談

全浴連沢井理事長、村上副理事長、常務理事全員ら在京役員は、九月二十四日、播磨和歌山県浴組理事長のあっせんで厚生省に新任の早川厚相を訪ね、播磨氏も同席して公衆浴場対策について懇談した。沢井理事長は、厚生省に設けられた公衆浴場確保対策検討委員会の審議を通じて、全浴連が主張してきた基本対策の実現を重ねて要望、とくに厚生省としての施策方向を明らかにすることが先決との考えかたを強調した。これに対し、早川厚相は「就任して日が浅く、十分に実態をつかんでいないが、さっそく勉強して具体的に検討を進めたい」と答えた。

これに先だち、在京役員は、九月二十二日、松村大阪府浴組理事長のあっせんで中山正暉厚生政務次官と会談、公衆浴場対策について業界案を示し、その実現推進を要請、中山政務次官は努力する旨答えた。（写真は早川厚相と会談する全浴連役員）

## 利用者にアンケート

### 愛知浴組で実施

愛知県浴組（鈴木正之理事長）は、浴場経営の参考にするため、ことしの夏休みを利用し、大学生アルバイト十五人によって、名古屋市内の商業、住宅地、工業の三地域から浴場を選び、午後六時から九時まで、晴天の日を決めて「入浴理由」について利用者からのアンケート調査を行った。脱衣場で入浴客から直接回答を得たもので、その集計をみると左表のようになっている。

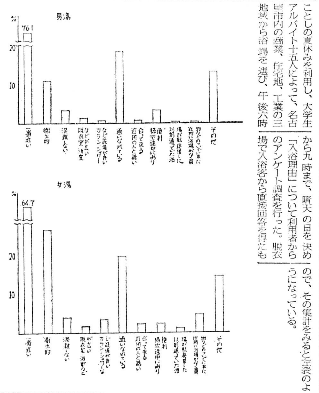

## 老人無料入浴デー

**横浜市浴組**

横浜市浴組は、九月十五日、敬老無料入浴デーを実施、老人をよろこばせた。また九月六日の理事会で、水道料金および国定資産税（家屋）の減免について市に要望することを決定した。

## 京都、福井 長野、鹿児島 四県で料金改定

### 山梨は十月すぎに実施

京都府は九月一日から、福井県は九月十日から、長野県は九月十五日から入浴料金をそれぞれ次のように改定、実施した。また鹿児島県は、すでに六月十五日から改定されている。

山梨県は、九月中に標準浴場十軒について実態調査を行っており料金改定は十月すぎになる見込みである。カッコ内旧料金

△京都府
大人　一二〇円（一〇〇円）
中人　五〇円（据置き）
小人　三〇円（据置き）

△福井県
大人　一二〇円（一〇〇円）
中人　五五円（四五円）
小人　三〇円（二五円）
洗髪料　二〇円（一五円）

▽県野長
大人　一二〇円（一〇〇円）
中人　五五円（四五円）
小人　三〇円（据置き）
洗髪料　三〇円（据置き）

△鹿児島県
大人　一一〇円（九〇円）
中人　五〇円（四〇円）
小人　三〇円（二〇円）
洗髪料　二〇円（据置き）

## 固定資産税、住宅なみに

### 甲府市一月から実施

山梨県浴（三井三千雄理事長）は、甲府市に対し、浴場土地の固定資産税について軽減を要望していたが、明年一月から住宅なみにするとの回答を得た。また、利子補給、設備助成、燃料の値上がり分助成、浴組への助成については、各市の実情を調査したうえで検討したいとの回答があった。

## 全浴連火災共済事業

## 契約限度額引上げ 三〇〇万円（現行一五〇万円）に

全浴連火災共済契約限度額の引上げと火災共済掛金（料率）の引下げについて、兼ねてより厚生省に認可申請をしていたところ、きたる十月十五日付をもって認可される予定の内示を受けた。

この機会にぜひ全浴連火災共済事業に加入されるようお勧めしたい。今回の改正は次のとおりである。

共済契約限度額三〇〇万円（現行一五〇万円）

共済契約額一〇万にき三〇〇万円（現行一〇万円につき三八〇円）

加入単位　一口五〇万円以上三〇〇万円まで五〇万円きざみで加入できる。

なお、加入要項については、各都道府県組合にお問い合せください。

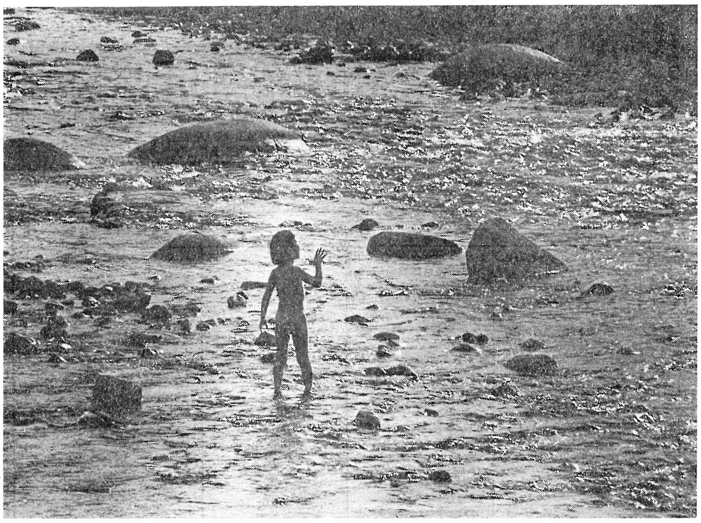

最優秀賞
浜辺
木村義平

## 一キロリットル三万一千円に値上がり

### 東浴の共同購入重油

東京都浴組（沢井秀雄理事長）は、共同購入B重油の価格を一㍑当たり三十一円（一㌔㍑三一、〇〇〇円、ドラムかん一本二〇〇㍑六、二〇〇円）に値上げし、九月六日納入分から実施した。

七月から一㍑当たり二円三十銭～二円六十銭値上げしたいとの指定販売店からの申入れに対し、東浴は共同事業委員会で検討した結果、

①上質油には値下げの動きがあること

②元売会社の赤字、タンカー運賃の上昇、低価格重油の備蓄がなくなったこと、金利の増大などは値上げの理由にならない

③全油種の値上げが平均一、〇〇〇円なのにB重油の二、三〇〇円値上げは認められない

として指定販売店、元売会社と交渉を重ねてきたが、B重油の値上げが決まらないのは公衆浴場だけで、このままでは安定供給を保証できないとの強い申入れがあり販売店の仕入れ価格が七月からすでに値上げになっているところもあるなど、周囲の情勢を判断した末一㍑当たり一円三十銭の値上げを認め、販売店に通告。販売店側もこれを承諾し、ようやく妥結したものである。

## 大阪も三万一千円に

大阪府浴（松村惣一郎理事長）も、共同購入のB重油価格を七月一日から一キロリットル当たり二千円値上げしたいという販売店側からの要求について、重油運営委員会が検討を重ね、販売店側と交渉をつづけていたが、結局、千五百円値上げして、一キロリットル当たり三万一千円とすることでようやく妥結、八月十六日から実施した。

ロッカー・傘立・傘箱・下足箱
有限会社　東京錠前製作所
東京都墨田区亀沢町1〜6〜7
TEL 東京（623）1626

## 消防庁からお知らせ

□暖房器具からの火災を防ごう

十一月ごろになると、朝夕肌寒くストーブやこたつなどの暖房器具が恋しくなります。

暖房器具による火災は、毎年このころから急激にふえ出し貴重な財産ばかりでなく尊い人命さえも奪っています。その原因は、それほど複雑なものではなくいずれもちょっとした取扱いのミスや不注意から発生しています。

この機会に、暖房器具による火災の実態を知り、正しい暖房器具の取扱い要領を覚え、それを実践することが大切です。

また、対震自動消火装置のついていない石油ストーブは、東京都火災予防条例により昭和五十一年六月三十日以降は使用することができなくなりますので、ことしの冬を一つのメドに、ぜひ対震自動消火装置付きのものを備えるようにしたいものです。

なお、十一月二十六日から秋の火災予防運動が行われますが、運動の内容については別にお知らせします。

## 相続税減免へ

### 大阪府浴が調査

大阪府浴（松村惣一郎理事長）は、相続税が浴場の継承、確保に大きな影響をおよぼしている実情から、その減免を政府に強く要望しているが、基礎資料として、つぎの事項について組合員に調査を依頼した。調査対象は昨年四月一日から本年三月末日までに経営者が死亡した浴場となっている。

△固定資産の評価証明書、相続した浴場の土地、建物の評価証明書

## 写真展入選者

紙上写真展は、審査の結果、つぎのかたがたが入賞いたしました。すぐれた作品が多く寄せられましたが、浴場を題材とする作品に、まだ多くの取材の余地が残されているように思われます。

最優秀賞二点、秀作賞八点を本号と次号の二回にわたって掲載いたします。入賞作品にはそれぞれ記念品を贈ります。

**【最優秀賞】**

◇浜辺
岩手県盛岡市北山一ノ五ノ五　木村　義平

◇「おフロ、まだかなあ」
東京都港区西麻布四ノ三ノ一一
吉の湯　幸田　勇

**【秀作賞】**

◇山口さんちのツトムくんといっしょにおフロ
大阪市天王寺区真法院町二七〇
豊丸湯　右近　藤吉

◇「ボクだって燃やせるよ」
吉の湯　幸田　勇

◇これが日課…◇
東京都練馬区石神井台四ノ五ノ五六
大進湯　藤田　哲司

◇電話が大好き！
東京都大田区北糀谷一ノ一六ノ一七
八幡湯　山田　高徳

◇夏まつり　藤田　哲司

◇高原　木村　義平

◇スイカをたべる子供　山田　高徳

◇「壬生狂言」
京都市上京区仁和北町五四九
玉の湯　中谷　政男

## 対震防火装置を

### 東京で義務づけ

東京都の火災予防条例で、浴場の燃焼設備は、五十二年六月末までに、次のように対震安全装置をすることが義務づけられる。東浴は、この指導に万全を期することにしている。

①感震装置
地震動等による一定以上の震動を信号に変換する装置

②消火装置
感震装置からの信号により消火する装置

創業八十余年の伝統と信用
浴場鏡専門店
ガラス・ブロック・サッシ
スポンサー名入無料鏡
御一報次第社員参上
株式会社　川口鏡店
東京都文京区本駒込4−39−4
TEL 821−6226・823−0263
オフロサン

**全浴生命共済**

## 税制改正を要望

### 所得税の減税など

全国中小企業団体中央会（小山省二会長）は、五十二年度中小企業関係税制の改正について、大蔵通産など関係各省に要望書を提出した。政府は、新税の創設、各種特別措置の縮小によって税収の確保をはかろうとしているが、長期の不況で経営が弱くなっている中小企業に対しては税負担の増大を避けなければならないと強調している。公衆浴場にも関係のある税制で、改正を要望しているおもなものはつぎのとおりである。

△国税

①所得税を減税し、小規模企業者の税負担を軽減するとともに青色専従者給与所得についても配偶者控除または扶養者控除の対象とすること

②事業転換の準備または転換後の危険を補うため、償却の特例および一定額の準備金を非課税とする制度を創設すること

③間接税については、中小企業経営を圧迫するので、その増税はとくに慎重を期し、付加価値税は絶対に創設しないこと

④相続税については、事業継続に支障を生じないよう特別措置を講ずること

△地方税

①住民税の課税最低限を国税なみに引上げること

②事業税について、事業主報酬制を導入するとともに、事業主控除を三百万円に引上げること

また外形標準課税の導入は絶対に行わないこと

なお、労働対策として、最低賃金制を全国一律にしないこと、高年齢者、心身障害者の雇用を促進するため、雇用奨励金の増額と支給期間の延長、また定年延長奨励金や継続雇用奨励金の増額を要望している。

湯……濾過機　超音波　バイブラ
設計・製造・工事・サービス
技術の日東
日東製作株式会社
東京都葛飾区金町4−4−1
電話　東京（03）607−0800（代）

あなたの浴場にも――
湯上りのお客さまによろこばれる
明治スカット!!
浴場のご繁栄のためにも
ぜひショーケースに
明治スカットをどうぞ!!
明治スカット
5ッの味が楽しめる
●オレンジ　●グレープ　●レモン　●ライム　●コーラ
明治乳業
●ご相談は　下記最寄りの明治乳業の支店にご連絡ください

| | | | |
|---|---|---|---|
| 北海道支社　（011）261−0241 | 関東南支店　（03）294−9811 | 北陸支店　（0762）63−1527（代） | 兵庫支店　（078）341−0514（代） |
| 東北支店　（0222）25−4401（代） | 東京総括支店　（03）294−9811 | 東海総括支店　（052）961−8411〜9 | 四国支店　（0878）62−6262（代） |
| 関東北支店　（0272）33−3322 | 神奈川支店　（045）433−0141（6） | 関西総括支店　（06）364−2941 | 中国支店　（0822）61−3221（代）<br>九州支店　（092）781−6211（代） |

# 都道府県助成状況

**50年8月現在 全浴連調査①**

全浴連（沢井秀雄理事長）は、本年八月現在における全国の公衆浴場に対する助成状況を調査し、その結果をとりまとめた。この調査は、都道府県浴組からの報告にもとづくもので、都道府県ならびに市区町村の助成施策を集めており地域事情によって施策の内容に差異があるが、地方財政が窮迫しているなかで、公衆浴場の公共的性格が次第に理解され、助成も幅広くなっていることがうかがわれる。全浴連としては、この調査をもとに、さらに助成の拡大強化を中央地方を通じて行政に対し強く要請していく姿勢をとっている。

| 都道府県名 | 都道府県の助成措置 | | | 市区町村の助成措置 |
|---|---|---|---|---|
| | 利子補給 | 設備助成 | その他の助成 | |
| 北海道 | 1. 適正配置促進資金（道の融資制度）<br>目的　適正配置促進のための設備の買取施設の改造資金<br>一施設20,000千円以内<br>資金枠　30,000千円<br>補助率　$\frac{2}{3}$<br>組合の補助事業として実施<br>期間　5年（据置2年以内）<br>年利　9.0％以内<br>2. 経営多角化促進資金（道の融資制度）<br>目的　環衛金融公庫融資対象外の経営多角化（貸事務所，貸店舗，駐車場，貸間）の資金<br>一施設の限度額　5,000千円<br>資金枠　50,000千円<br>補助率　$\frac{2}{3}$<br>組合の補助事業として実施<br>期間　7年（据置1年以内）<br>年利　8.3〜9.8％<br>3. 共同購入資金（道の融資制度）<br>目的　重油等の共同購入資金<br>資金枠　90,000千円<br>補助率　$\frac{2}{3}$<br>組合が借入運用<br>期間　6ヶ月以内<br>年利　6.7％以内<br>上記事業に対する昭和51年度補助金額　10,000千円 | 1. 熱効率を高めるための設備投資に対する助成<br>対象　内釜　50万円<br>バーナー　30万円<br>温水器　35万円<br>温度調節器　27万円<br>1施設につき100万円を限度とする。<br>補助率　料金算定基礎になった入浴客数の<br>80％に満たないもの　$\frac{3}{6}$<br>80％〜100％　$\frac{2}{6}$<br>100％以上のもの　$\frac{1}{6}$<br>補助金額　2,500万円 | 1. 過疎地公衆浴場確保対策補助金<br>目的　過疎地浴場確保のための経営補助（概ね赤字分の$\frac{1}{2}$）<br>対象　過疎地指定町村内の公衆浴場　約60施設<br>補助額　Aランク　330千円<br>Bランク　250千円<br>Cランク　165千円<br>同額市町村上積助成<br>補助総額　17,525千円<br>組合補助事業として実施<br>2. 適正配置基本計画策定事業補助金<br>目的　組合が行う適正配置基本計画策定事業に対する事務補助<br>補助額　1,000千円<br>補助率　$\frac{1}{2}$<br>組合補助事業として実施 | 1. 施設，設備に対する助成<br>18市町村　最高1,200千円　市町村単独助成<br>対象　釜，ろ過器，修理代，煙筒，内部改修等<br>2. 施設運営費　55町村<br>過疎地公衆浴場（道補助金に対する上積助成）外<br>最高　1,800千円〜36千円<br>3. 借入金に対する利子補給<br>環衛金融公庫借入金に対する利子補給<br>室蘭市　$\frac{2}{5}$　5年間<br>新得町　$\frac{10}{10}$　A 10年間　B 1年間<br>4. 固定資産税減免<br>土地　$\frac{1}{2}$　札幌市，室蘭市，旭川市，北見市<br>建物　$\frac{1}{2}$　札幌市（51年度から）都市計画利用を含む<br>5. 下水道料減免<br>札幌市　昭和50年度から全額免除<br>6. 上水道料<br>特別料金制　殆んどの町村<br>定額以上の分の免除　7町村<br>全額免除　2町村<br>特別料金制度プラス$\frac{1}{2}$　一般会計助成　室蘭市 |
| 青森県 | 環境衛生金融公庫から衛生設備，近代化設備，経営多様化設備資金として貸付を受けているものに限る。<br>補給金の額は貸付を受けている資金（1施設につき1,000万円を限度とする）について支払利率から年利率5％を控除した利率により計算した額以内の額とする。<br>前項の補助金の額を計算する場合において、2以上の利率があるときは、高い利率に係る元金から計算するものとする。<br>補給金の交付期間は資金を借り受けた時から7年以内とする。<br>◎申請書，添付書類，事業計画書，資金償還計画書，資金貸付証明書<br>◎申請書の提出期限は環衛公庫から融資を受けた資金の償還期の30日前とする。<br>◎補給金は毎年，前期，後期に分けて各半期経過後、当該半期の返還利子に係る分を交付する。<br>◎前項の前期とは4月から9月までを、後期とは10月から翌年3月までをいう。<br>◎補給金の請求は前期にあっては10月10日後期分は3月25日まで借入金支払利率の証明書を添付して知事に提出するものとする。<br>（本年度対象額は7千万円） | 補助金の交付の対象となる経費は、公衆浴場の外がま及び内がま（昭和50年度青森県公衆浴場施設整備費補助金の交付を受けた外がま及び内がまを除く）に要する経費とし、補助金の額はその経費の3分の1に相当する額、又は25万円のいずれか低い額以内とする。<br>◎申請書添付書類，工事計画書，工事見積書<br>◎補助金は補助事業の完了後交付する<br>◎補助金の請求<br>工事完了届，工事に係る精算書又は請求書の写<br>◎実績報告<br>補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日までに工事に係る領収書を添えて行うものとする。<br>本年度補助交付額<br>25万円×20台＝500万円 | な　し | な　し |
| 岩手県 | （昭和48年4月より実施）<br>環衛公庫並びに小企業設備改善資金借入金に対する利子5％を越える部分に対する利子補給<br>昭和48年度　70,035円<br>昭和49年度　368,232円<br>昭和50年度　1,694,892円 | | 公衆浴場無料開放事業助成費<br>（昭和48年11月より実施）<br>県下に在住する満65才以上の老人を対象に毎月1回無料開放した場合の経費についての補助<br>昭和48年度　250万円<br>昭和49年度　740万円<br>昭和50年度　902万円 | 盛岡市<br>満65才以上老人無料入浴に対する補助<br>昭和49年度43浴場に対し　170万円<br>昭和50年度42浴場に対し　268万円<br>昭和51年度　315万円<br>一関市<br>満65才以上老人無料入浴に対する補助<br>昭和49年度7浴場に対し　23万6千円<br>昭和50年度　〃　33万6千円<br>昭和51年度　〃　33万6千円<br>花巻市<br>上と同じ<br>昭和50年度7浴場に対し　33万円<br>昭和51年度　〃　40万円<br>一戸市<br>議会に於て採択 |
| 宮城県 | | 昭和51年度　なし<br>（昭和50年度　400万円）<br>目下助成陳情準備中 | 老人無料入浴事業補助金<br>毎月15日　65才以上<br>昭和51年度　800万円<br>（昭和50年度　1,000万円）<br>前年度比　200万円減 | 昭和51年度　なし |
| 秋田県 | 1. 公衆浴場施設改善資金借入金利子補給補助事業<br>(1) 補助対象　秋田県公衆浴場環境衛生同業組合員が、環境衛生金融公庫または国民金融公庫から借入れた資金について組合が行う利子補給事業に要した経費相当額を組合に交付<br>(2) 補助対象限度額<br>○協業化資金　1件当り500万円<br>○兼業資金　組合員1人当り300万円<br>○設備改善資金　組合員1人当り100万円<br>(3) 組合員1人当りの補助額<br>資金の支払利子のうち年利率5％をこえる部分に相当する額<br>(4) 補助対象期間　資金を借入れたときから5年以内 | 2. 公衆浴場設備改善補助事業<br>(1) 補助対象者　公衆浴場法第2条の営業許可を受け、物価統制令により価格等の統制を受けている公衆浴場経営者が浴場の外釜，内釜，バーナーまたはろ過機の購入に要する経費につき補助金を交付した市町村<br>(2) 補助額　市町村が交付した補助金交付額の$\frac{1}{2}$に相当する額<br>(3) 補助限度額<br>○1風呂釜（外釜，内釜，バーナー）につき30万円<br>○ろ過機に15万円<br>(4) その他<br>○補助金の交付を受けた風呂釜またはろ過機について、その耐用年数内に再び購入した場合には補助の対象としない。<br>○風呂釜またはろ過機について公衆浴場施設改善資金利子補給補助金の交付を受けている者は除く。 | | |
| 山形県 | 県費助成（利子5％を越える分を助成） | 51年6月末　県議会で決定される予定<br>ボイラー1基20万円助成<br>51年度　5件分　100万円 | | 各市町前向きに検討中 |
| 福島県 | 公衆浴場施設整備事業費利子補給補助<br>（元本利息　6％超分） | （一般公衆浴場施設整備補助金）<br>普通公衆浴場の風呂釜更新の場合<br>一基につき20万円補助金支給<br>昭和51年度県予算23基分　460万円 | | ○（一般公衆浴場施設整備補助金）<br>県の補助金に対し市町村で同額の補助金支給（即ち、風呂釜更新に当り原則をもて一基につき40万円補助される。）<br>二本松市においては一基につき25万円支給している反面、財政上の理由でこの町村では完全実施されていないところがある。<br>○大部分の市町村で上水道料，下水道料金について減額の措置あり。<br>○福島市において市組合の運営資金補助年額10万円、市より支給されている。 |
| 茨城県 | 茨城県公衆浴場設備資金利子補助金<br>浴場経営者が特定金融機関から公衆浴場設備資金の貸付けを受けた場合に支払う利子の一部を県が補助する。<br>補助対象利子は浴場経営者が支払う利子で2％をこえる部分 | 茨城県公衆浴場設備改善補助金<br>公衆浴場施設の改善を行う経営者に補助金を交付する市町村に対し補助する。<br>補助率は市町村が浴場経営者に補助する額の$\frac{1}{2}$、補助金の限度額は1施設につき25万円 | | |
| 栃木県 | [illegible] 国民金融公庫よりの借入金に対して、2％超える分に利子補給措置<br>（参考、昨年度は240万円） | 今年度は浴場釜に限り助成獲得のため陳情の予定 | な　し | 老人無料入浴<br>宇都宮市　70才以上の家庭風呂を所有しない老人に対し、1ヶ月3回の無料入浴制度<br>（50年度は153万円の予算）<br>今年度は若干増える見込み<br>今市市　65才以上の老人対象で1ヶ月5回の無料入浴制度。 |
| 埼玉県 | 利子補給<br>1. 環境衛生金融公庫設備資金利子<br>年6.5％をこえる1.7％分について浴場直接補助<br>補助対象期間　5カ年間<br>補助対象限度額　3,000千円<br>2. 県施設改善資金利子<br>環境衛生金融公庫資金利子補給の場合と同一条件<br>予算額　633千円<br>制度の創設年度　46年度 | 融資制度<br>施設改善資金融資<br>融資対象　釜の更新及び修理改善，浴室，脱衣室の修理改善，その他浴場に関連すると認める設備の修理改善<br>利率　年7.5％<br>償還期限　6年以内（6カ月据置）<br>貸付限度　5,000千円<br>貸付枠　90,000千円<br>担保　なし<br>予算額　30,000千円<br>制度の創設年度　35年度<br>設備整備費補助<br>補助対象　冷暖房設備，元釜，ろ過機，温水器<br>補助率　$\frac{1}{2}$<br>事業費限度額　400千円<br>予算額　20,000千円<br>制度の創設年度　48年度 | 環境衛生同業組合に対する助成<br>1. 燃料共同購入金融資<br>組合が組合員のために行う燃料共同購入資金の融資<br>貸付期間　1年<br>融資額　10,000千円<br>2. 燃料共同購入資金利子補助<br>1.の貸付をうけている組合に対し、利子補給を行う全額補助<br>貸付利率　年6.75％<br>信用保証料　年0.9％<br>予算額　10,000千円……1.<br>765千円……2.<br>各制度の創設年度　33年度……1.<br>33年度……2. | |

Mutuwa　むつわ製品御案内

〈湯桶〉　ケロリン名入れ　浴場名入れ　赤ライン入れ　スポンサー名入れ　温泉マーク入れ　髪洗桶

〈洗剤〉　エースワン湯桶　エースクリーン（タイル）

製造発売元　㈲睦和商事

お問合せ先　睦和製品発送扱店　㈾森松運送　TEL 212－4881㈹
東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル内

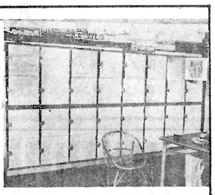

大日之出下足箱
おしどり下足錠
大日之出ロッカー
おしどり脱衣錠
大日之出廻転式傘台
大日之出傘立錠

大日之出製作所
大田区大森北5丁目15番16号　TEL（761）3409（763）0535

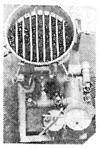

50/60（動力線）サイクルの各県で最高の人気！

国の"お墨付き"関西で唯一軒
西日本ステンレス濾過機
ステンレス風呂釜・自動製御盤
分解式超音波ノーズル・シリカ桂藻土卸
菊金パッチ・改良カラン・小型シャワ

（世界水準三次沪過法）

㈱田丸屋製作所
倉敷市美和2丁目　貸切浴場　難波　猛
電話　0864（25）大代表　1100番

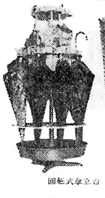

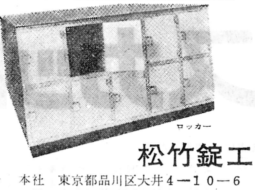

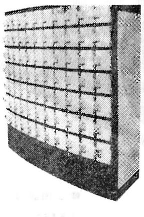

ロッカー・錠前の専門メーカー

精密度は抜群!!

好評のアフターサービス

ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠

ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止型

回転式傘立台　ロッカー　扇形傘入箱

松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井4－10－6　電話　本社（771）7477（771）9687
工場　東京都品川区戸越3－10－12　工場（781）5472（782）9189

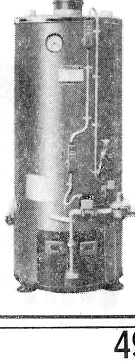

お店の能率向上展
清潔★便利★能率的なお店づくりに──ぜひお出かけください

とき　昭和51年11月5日㈮〜10日㈬　10:00〜18:00
ところ　新宿小田急百貨店　11階・13階

厨房機器、各種営業用機器、暖房・給湯設備の展示をはじめ、各種店舗の設備設計、レイアウト、融資のご相談などまで、きっとお役に立つ新情報がもりだくさん──「むきもの」などの実演指導もいたします。ぜひご来場ください。

■温水ボイラー
温水コインランドリー等にご利用下さい。

東京ガス

# 第七回紙上写真展

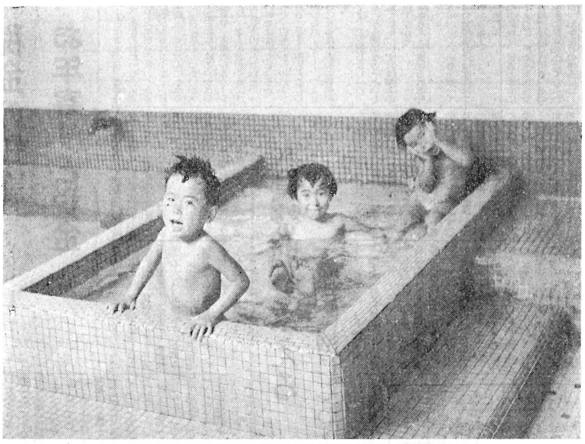

秀作
山口さんちのツトムくん、と
いっしょにおフロ
豊丸湯　右近　藤吉

秀作
電話が大好き
八幡湯　山田高徳

秀作
これが日課…
大進湯　前田哲司

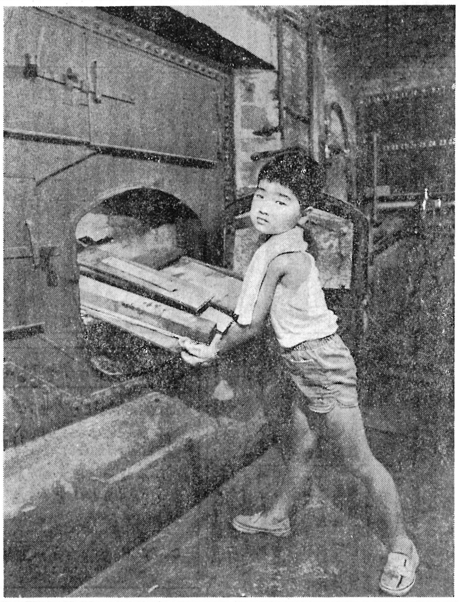

秀作
「ボクだって燃せるよ」
吉の湯　幸田　勇

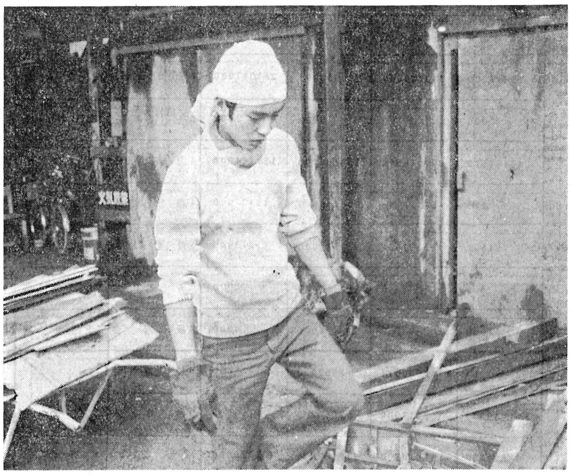

銘刀関の孫六の伝統が生きている素晴しい切味!!

クィーン カミソリ
T型・長柄・ジャンボT型

トーヨクカミソリ　東京都浴場組合ご指定
大浴カミソリ　大阪府浴場組合ご指定
アイヨクカミソリ　名古屋市浴場組合ご指定

その他の県・市の浴場組合にもご指定をいたゞいております
すべて組合を通じて納入いたしております。

製造元　株式会社共進金属工業所
岐阜県関市円保通2－50　TEL〈05752〉2－2464

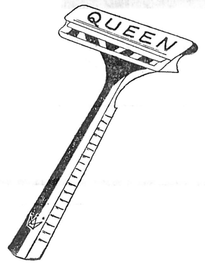

不慮の事故にそなえ
みんなで加入しましょう火災共済

全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

廃油燃焼用油濾過装置

5機種
（特許1、特許出願中3）
ロータリー・ジエットバーナー用
ガンタイプバーナー用
ドラム缶用
油水分離用

カタログ進呈

発売元　大新石油株式会社油機部
〒110 東京都台東区竜泉2丁目18－11
電話（東京03）874－8986・8987
製造・保証元　小川油機工業

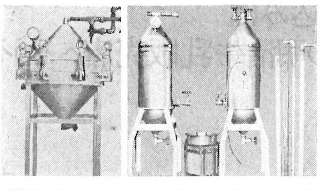

TRADE MARK

《近々発売》3年の歳月をえて遂に完成

燃料節約30～40％＋缶の大きさ$\frac{1}{2}$

大気汚染防止法不適用

特許申請中
マツセイラジアントボイラ　MS－200

特長
■熱効率91％
■燃料の節約従来に比べ30～40％
■缶の大きさは従来の缶に比べ$\frac{1}{2}$
■伝熱面積が10m²以下のため大気汚染防止法の適用を受けない
■営業開始迄の必要時間$\frac{1}{2}$
其の他数々の特長・詳細は説明書を請求下さい

ボイラを中心に浴場機器工事の綜合メーカー

松清コオルヒイティング株式会社

本社　京都市南区東九条西山王町10（京都駅八条口）
TEL（075）681－6591～6　〒601
槇島工場　宇治市槇島町千足63　TEL（0774）23－1100㈹
東京支店　東京都中野区本町6丁目27－12　第二吉原ビル11F
TEL（03）383-6159　384-9130　〒164
出張所
札幌（011）781－4279　青森（0177）42－3441　盛岡（0196）51－3555
仙台（0222）23－7416　新潟（0252）23－0584　富山（0764）23－1789
金沢（0762）91－1288　松本（0263）25－2482　高松（0878）51－8841
広島（0822）61－0061　下関（0832）31－4646　福岡（092）631－0030
熊本（0963）81－0215　鹿児島（09944）3－6221

MATSUSEI COOL HEATING CO., LTD.

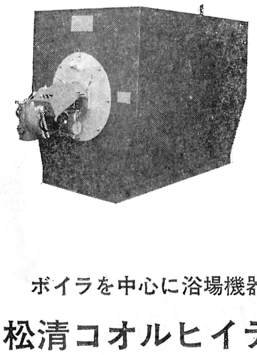

## 税金の知識

# お年寄りと税金

九月十五日は敬老の日。この日各地では、長年にわたり社会に貢献してきたお年寄りを敬い、長寿を祝う行事が催されますが、一日だけの「敬老」ではなんにもなりません。毎日毎日の心づかいが大切です。階段のないゆるやかな斜面の歩道橋や、電車のシルバーシートなどは、ほんのささやかですが、そんな気持のあらわれといってもよいのではないでしょうか。

ところで、税金にもシルバーシートがあることを、皆さんご存じですか。シルバーシート、つまりお年寄りに有利な所得税の特典のことです。

それでは、ご説明しましょう。「まだ若いから関係ない」といわず、あなたにも、いずれは関係のあることですから。

**△お年寄り本人が受けられる特典**

六十五歳以上で、所得金額一千万円以下のお年寄りには次の二つの特典があります。

①老年者控除

所得税の計算は、皆さんすでにご承知のように、所得金額の合計額から各種控除額を差引き、その残りの金額に税率をかけて行うわけですが、お年寄りの場合には、その所得控除の一つとして老年者控除があり、二十万円を所得金額から控除することができます。

②老年者年金特別控除

国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給は、給与所得（収入金額から給与所得控除額を差引いたもの）として税金がかけられます。しかし、お年寄りが受ける公的年金や恩給については、その収入金額から給与所得控除を差引く前に、老年者年金特別控除として八十八円を控除することができます。従って、収入が公的年金だけであれば、老年者年金特別控除七十八万円、給与所得控除五十万円、老年者控除二十万円、基礎控除二十六万円が控除されますので、最低年百七十四万円までは所得税がかからないということになるわけです。

**△お年寄りを扶養している人が受けられる特典**

親族を扶養している人は、扶養控除として一人当り三十六万円を所得金額から控除することができます。ところが、この扶養親族が七十歳以上のお年寄りの場合には、老人扶養控除として三十二万円を所得金額から控除できるのです。つまり、通常の扶養控除より六万円多く控除できることになるわけです。

以上、おわかりになりましたでしょうか。「うちの親父は六十五歳で給与収入が百二十万円ある。扶養控除できるか」

扶養親族とするには二、三の条件があり、所得制限もそのひとつです。つまり、扶養親族になるためには、①その親族に所得が全くないか、あっても②自分の勤労による所得（給与所得や事業所得など）であれば二十万円以下、③そのほかの所得（配当所得や不動産所得など）の場には十万円以下、また④両方の所得がある場合には給与所得第の二分の一とそのほかの所得の合計額が十万円以下であることが必要です。

さて、あなたのお父さんの場合ですが給与収入百二十万円ですと、五十万円の給与所得控除を差引いても、給与所得は七十万円となり、先の②の二十万円を超えているので、残念ながら、扶養控除の対象とはなりません。

しかし、これが公的年金収入であれば、先ほどの老年者年金特別控除七十八万円、給与所得控除五十万円で、給与所得は二十万円以下となりますから、扶養控除の対象とされるわけです。

どうです。あなたにも関係のない話ではなかったでしょう。

この税金のシルバーシート、まだまだ、知らない方がたくさんいらっしゃるようです。早速皆さんにも教えてあげてください。もちろん、去年の分だって、いまから確定申告をすれば、所得税が一部もどります。

（東京国税局）

---

# 人員整理がふえる

## 高年齢層にしわよせ

景気は回復基調とはいっても、雇用の面からみると女性や高年齢者には当分、厳しい〝冬〟の時代が続く――労働省がまとめた五十年の「雇用動向調査」によると①入職者（新しく就職した人）、離職者は実数、率とも前年を下回り、労働力の移動は一段とにぶった②女子は前年に続き、男子は同調査開始（三十九年）以来はじめて、離職が入職を上回る〝離職超過〟となった③女子パートタイマーの新規就職先は中小、零細企業が中心となっている④「経営上の都合」による人員整理は前年よりさらにふえ、とくに男子では六〇％増という大幅な増加ぶりを示した。五十年の上期と下期をくらべると、下期にやや回復のきざしがみられるものの、就職戦線全体が好転するにはまだ時間がかかりそうだ。

この調査は主要九大産業（製造、建設、鉱業、卸売・小売、金融・保険、不動産、運輸・通信、電気・ガス・水道、サービス業）の二万九千事業所の入、離職者合計五十八万人を対象に行ったが、五十年一年間の入職者は三百三十六万人、離職者は三百七十五万人。入職率（一月一日現在の常用労働者数に対する年間の入職者数の割合）は前年の一六・八％から一四・二％へ、離職率は一七・四％から一五・八％へ、いずれも減少しており、景気回復の遅れで労働者の移動が一層困難になっている。男性が〝離職超過〟になったのははじめてで、雇用者数にして約九万人減となった。

産業別では前年同様、重工業部門を中心とする製造業で大幅な整理が進んでいるが、前年雇用の伸びがあった卸売・小売業、運輸・通信業などでも離職が入職を上回った。

女性の未就業者（新規学卒者を除く）からの入職は前年より二万人ほどふえ約五十四万人となったが、これは前年が二四・八％減と極端な減少を記録したためで、女性パートタイマーに限れば、対前年比二七・六％と大幅な伸びが目立った。しかし、就職先は大企業から中小、零細企業へという傾向が強まっており、従業員千人以上の会社への就職は二一・二％しか伸びていないのに、三十人未満の会社への就職は六〇％近いふえ方である。

全体では離職者数が七％強減っているにもかかわらず、四十五歳以上の男性、五十五歳以上の女性では逆に、離職者が前年を上回った。中高年齢層に対する雇用対策は〝焼け石に水〟で、しわ寄せがこの層に集中している。

---

# 東浴国保組合公示

東京浴場国保組合は、七月二十一日、東浴ビルで〝第六十四回組合会〟を開き、五十年度の事業、決算について審議した結果、原案どおり可決承認されましたので、ここに公示いたします。

東京浴場国民健康保険組合　理事長　山崎　美佐雄

**【一般事項】**

保険料の大幅値上げのため、被保険者の脱退に困惑しつつ、一面、毎月の診療報酬請求額の増減に一喜一憂しながら決算期を迎えたが、幸にして予想以上の剰余金を見る結果となった。

年度末近くに至り、療養給付費において予算不足が見込まれたため、予算補正により安全態勢を調えた。

昭和五〇年度決算は、昭和四九年度において民国指第三四一号都知事認可による重要財産取り崩し処分をなした三、四九八万四千円のうち、歳入予算積立金に二、〇〇〇万円を編成し、年度内に収入の執行を完了した。なお、支払準備金および特別積立金において法定積立額に至らない不足額を剰余金中より積立てをなし、法定額に近づけたい。

今後、医療費の著るしい値上りがない限り、保険料を現在のまま据置くよう努力する。

組合保険料は、補助金のみに依存せず、応分の負担を被保険者が負担するのは当然であるが、補助金の公営なみ定率化を関係方面への要請運動は、引き続き昭和五一年度においても強力に実行し、法定化実現を達成し、健全財政の確立を図る決意である。

赤字国家財政の救済策たる財政特例法案の国会通過もならず、都も近来にない厳しい財政事情下ではあるが、関係当局のご理解と適切なご支援を期すると共に、なお一層のご指導をお願いする次第である。

**【事業内容】**

被保険者状況

五一年三月末被保険者数九、六一七人。年間平均被保険者数九、七九三人。

**【保険料状況】**

年間の保険料の調定および収納状況は次のとおりである。

保険料調定額（現年分）二八〇、六七〇、〇〇〇円

保険料収納額二八〇、六七〇、〇〇〇円

保険料未納額　〇円

保険料収納率　一〇〇％

年間被保険者一人当り保険料二八、六六〇円

一世帯当り保険料　八八、四〇〇円

保険料収入の療養諸費に対する割合は、七一・六九％、高額療養費を加えた割合は、六七・一七％で総収入に対する割合は五一・二三％である。

**【国・都の補助金等状況】**

1、国庫負担金、補助金

（イ）事務費負担金　五、八四五、六三八円

（ロ）療養給付費補助金　一五一、八七五、〇四一円

（ハ）保険婦補助金　五一四、〇〇〇円

（ニ）助産費補助金　六三三、〇〇〇円

（ホ）臨時調整補助金　四〇、八五〇、〇〇〇円

（ヘ）特別療養給付費補助金四、三三八、〇〇〇円

2、都費補助金

（イ）事務費補助金　四、六〇五、〇六〇円

（ロ）給付費補助金　二、一八二、三一三円

（ハ）高額療養費補助金　一三、三六五、八〇五円

（ニ）保健婦補助金　五六二、〇〇〇円

（ホ）老人一〇割給付補助金　一三、五五八、五四三円

（ヘ）調整補助金　二一、九八六、三九五円

国および都の補助金等の合計二六〇、三〇五、七九五円

この補助金合計は、総収入の四七・五一％となっている。

**【保険給付状況】**

1、医療給付の状況

今年度の医療費は、前年度とその組合負担総額において上昇率は一五・三三％となっている。

被保険者一人当り額は四二、五一九円で四九年度の三三、六八八円に比し、二六・二四％の増である。

受診率は、六八七・七六六％

2、療養諸費（保険者負担分）三九〇、〇二九五二一円

3、高額療養費（保険者負担分）一〇九、七七〇、九〇二円

4、世帯主の結核性疾病等にかかる療養諸費（国保組合）四、七六一、四五〇円

5、助産費　九二件　一、八四〇、〇〇〇円

6、葬祭費　五七件　五七〇、〇〇〇円

7、育児費　九〇件　一八〇、〇〇〇円

**【保健施設】**

疾病の早期発見と保健指導を目的として、保健婦の活動により次の事業を行った。

イ、健康相談　実施回数　九回

ロ、結核検診　受検数　一、三五九名

ハ、成人検診　受検数　一、三八〇名

ニ、胃検診　受検数　二六一名

ホ、家庭訪問　延訪問数　四八名

**【五〇年度決算】**

今年度は、予算現額五一二、九四二、〇〇〇円に対し、歳入においては、三、四八九万余円の増、歳出においては、二、九七九万余円の残を生じ、同計六、四六八万余円の剰余金を見る決算となった。

その主たる理由は、国庫補助金において今年度見込予算の四倍に相当する臨時調整補助金および交付金を全く見込まなかった特別療養給付補助金（九・一％医療費改定の手当として計上されたもの）の補助交付を得たこと、および歳出においては療養給付費において見込までの医療費支払を要しなかったことによるものであり、当浴場組合にとって幸多き決算となった。

なお、四九年度において財産取り崩しをなした三四、九八四千円については、昭和五〇年度予算に計上されたとおり給付費支払準備金および特別積立金に夫々一千万円あて、充当返済した。残一、四九八万余円は既に五一年度予算に編成し、年度内に収入執行の予定である。（決算大要は下表）

歳入の部

| 収入増額 | 収入額 | 予算現額 | 当初予算額 | 款 |
|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |
| △ 12,347,000 | 280,670,000 | 293,017,000 | 293,017,000 | 1.国民健康保険料 |
| △ 2,000 | 0 | 2,000 | 2,000 | 2.使用料および手数料 |
| 45,481,679 | 204,045,679 | 158,564,000 | 154,181,000 | 3.国庫支出金 |
| 116 | 56,260,116 | 56,260,000 | 45,425,000 | 4.都支出金 |
| 721,891 | 1,094,891 | 373,000 | 373,000 | 5.財産収入 |
| △ 2,000 | 0 | 2,000 | 2,000 | 6.寄付金 |
| △ 4,000 | 0 | 4,000 | 4,000 | 7.繰入金 |
| 14 | 3,552,014 | 3,552,000 | 1,000 | 8.繰越金 |
| 1,049,000 | 2,217,000 | 1,168,000 | 1,168,000 | 9.諸収入 |
| 34,897,700 | 547,839,700 | 512,942,000 | 494,173,000 | 歳入合計 |

歳出の部

| 款 | 当初予算額 | 予算現額 | 支出額 | 支出残額 |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1.組合会費 | 255,000 | 255,000 | 132,640 | 122,360 |
| 2.総務費 | 39,544,000 | 39,574,000 | 35,182,120 | 4,391,880 |
| 3.保険給付費 | 404,292,000 | 434,088,000 | 420,446,097 | 13,641,903 |
| 4.保健施設費 | 6,691,000 | 6,691,000 | 6,165,186 | 525,814 |
| 5.積立金 | 20,370,000 | 21,137,000 | 21,094,891 | 42,109 |
| 6.都支出金 | 1,000 | 130,392 | 130,392 | 0 |
| 7.予備費 | 23,020,000 | 11,066,608 | 0 | 11,066,608 |
| | | | | |
| | | | | |
| 歳出合計 | 494,173,000 | 512,942,000 | 483,151,326 | 29,790,674 |

---

**全浴生命共済**

---

# 全国保協の表彰

## 東浴国保十二氏

全国国民健康保険組合協議会は八月二十日、東京虎の門ニッショウ・ホールで大会を開いたが、東京国保組合の役職員の、つぎの十二氏が勤続表彰をうけた。

▽役員＝東清一、石田三代吉、辻林次郎、油本外次郎、山崎美佐雄▽職員＝大森恭子、佐藤八重子、榊原やす子▽組合会議員＝山林鉄太郎、小島倉平、伊藤嘉平、沢井秀雄

燃料費が$\frac{1}{3}$となる
廃油全自動　浴場ボイラー
既設ボイラーを廃油全自動燃焼に改造引受
熱機工株式会社　兵庫県豊岡市幸町6-35
TEL　07962②4464㈹

益々好評のビックセブンを
湯桶専用洗済ビッグセブン
（手があれない、おちる、長くもつ
殺菌作用が万全で安心。）
万年桶浸漬槽大 60ケ入
(F.R.P.手造り品) 小 40ケ入
※用具屋さんに御注文下さい。取扱い無き場合は直接御注文下さい。
製造発売元　㈱東京美研工業
営業所　TEL (03)781-5618
工場　TEL 0486-66-2302

冠婚貸衣裳
慶びの日の装いを
自信をもっておすゝめいたします
浴場国民健康保険組合衣裳部
東都典範雅裳苑
東京都渋谷区東2丁目22番1号
電話 (409)1144

葬儀花環　仏壇仏具
設備と信用を誇る
市価の半額で奉仕しています
浴場国民健康保険組合葬祭部
東都典範株式会社
東京都渋谷区東2丁目22番1号
電話 (409)1141代（トートヨイ） (400)2684（フルハシ）

対震安全装置　専門工事店
東京消防庁型式認定品 各社取扱
技術と誠意をモットーに、
地震による二次災害防止に願いをこめて。
諸官庁、国立病院、デパート、
各種工場、ビル、浴場組合、旅
館組合等　多数実績
冷暖房設備設計施行
対震安全装置・排煙測定装置
危険物取扱工事
小千谷設備工業社
電話 (936) 2155番
東京都板橋区高島平
2丁目33-7-432

# 都道府県別入浴料金表

| | 県名 | 施行年月日 | 料金 | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 大人 | 中人 | 小人 | 洗髪 | |
| 北海道 | 北海道 | 51. 6. 10 | 135 | 70 | 35 | 0 | |
| 東北 | 青森 | 50. 11. 1 | 115 | 50 | 40 | 0 | |
| | 岩手 | 51. 8. 20 | 130 | 50 | 30 | 40 | |
| | 宮城 | 50. 10. 1 | 110 | 70 | 40 | 40 | |
| | 秋田 | 50. 8. 13 | 100 | 70 | 50 | 30 | |
| | 山形 | 50. 12. 20 | 110 | 60 | 30 | 20 | |
| | 福島 | 50. 11. 21 | 110 | 60 | 35 | 30 | |
| 関東甲信越 | 茨城 | 50. 8. 15 | 100 | 50 | 20 | 20 | |
| | 栃木 | 50. 8. 8 | 100 | 50 | 30 | 30 | |
| | 埼玉 | 50. 12. 1 | 100 | 50 | 30 | 20 | |
| | 群馬 | 51. 1. 23 | 100 | 50 | 20 | 30 | |
| | 千葉 | 51. 8. 1 | 120 | 60 | 30 | 10 | |
| | 東京 | 51. 5. 7 | 120 | 60 | 25 | 0 | |
| | 神奈川 | 51. 6. 1 | 120 | 40 | 20 | 10 | |
| | 山梨 | 51. 4. 1 | 110 | 50 | 30 | 20 | |
| | 長野 | 51. 9. 15 | 120 | 55 | 30 | 30 | |
| | 新潟 | 51. 6. 20 | 130 | 70 | 35 | 25 | |
| 東海北陸 | 静岡 | 51. 3. 20 | 110 | 50 | 30 | 30 | |
| | 愛知 | 51. 3. 29 | 110 | 50 | 30 | 20 | |
| | 岐阜 | 50. 5. 20 | 100 | 40 | 20 | 10 | |
| | 三重 | 51. 6. 15 | 110 | 50 | 30 | 20 | |
| | 石川 | 51. 8. 7 | 120 | 60 | 30 | 20 | |
| | 富山 | 51. 8. 5 | 120 | 55 | 30 | 20 | |
| 近畿 | 福井 | 51. 9. 10 | 120 | 55 | 30 | 20 | |
| | 滋賀 | 51. 4. 1 | 100 | 50 | 20 | 20 | |
| | 京都 | 51. 9. 1 | 120 | 50 | 30 | 0 | |
| | 大阪 | 51. 5. 21 | 110 | 45 | 25 | 10 | |
| | 兵庫 | 51. 5. 20 | 120 | 50 | 30 | 20 | |
| | 奈良 | 51. 8. 17 | 110 | 40 | 20 | 0 | |
| | 和歌山 | 51. 7. 26 | 110 | 50 | 20 | 10 | |
| 中国 | 岡山 | 51. 8. 19 | 120 | 50 | 30 | 40 | |
| | 広島 | 51. 5. 11 | 115 | 50 | 30 | 25 | |
| | 山口 | 50. 12. 12 | 100 | 50 | 40 | 20 | |
| | 島根 | 51. 5. 7 | 100 | 50 | 20 | 30 | |
| | 鳥取 | 51. 7. 1 | 100 | 50 | 20 | 30 | |
| 四国 | 香川 | 50. 12. 1 | 100 | 50 | 30 | 20 | |
| | 愛媛 | 50. 12. 23 | 100 | 50 | 30 | 20 | |
| | 徳島 | 50. 12. 5 | 100 | 50 | 30 | 20 | A. B |
| | 高知 | 50. 12. 1 | 100 | 50 | 30 | 20 | A. B |
| 九州 | 福岡 | 51. 1. 2 | 115 | 50 | 30 | 30 | |
| | 長崎 | 51. 7. 10 | 120 | 60 | 40 | 20 | |
| | 佐賀 | 50. 7. 1 | 90 | 50 | 30 | 20 | |
| | 大分 | 51. 5. 20 | 110 | 50 | 30 | 20 | |
| | 熊本 | 51. 7. 27 | 110 | 50 | 40 | 20 | |
| | 宮崎 | 50. 1. 25 | 90 | 40 | 20 | 20 | 中人洗髪10円 |
| | 鹿児島 | 51. 6. 15 | 110 | 50 | 30 | 20 | |
| | 沖縄 | 50. 12. 15 | 110 | 85 | 65 | 20 | 大人10円差額県助成 |

# サラリーマンと事業者預金

### 岡嶋武夫

政府も金融機関も、こぞって老後の蓄え、不時の用立て、子どもの教育資金として、預金をしましょうといっている。皆さんは、こんなことをいわれなくても十分わかっているはずである。お金が残ったら預金したいと思っているのであって、ただ残らないから預金ができないだけなのである。ものごとすべてそうであるが、残ったら預金しようでは残らない。預金した残りでなんとかやりくりして生活しようでなければだめなのである。ところがいくら預金したらよいのかとなると、これがむずかしい。

サラリーマンの年間税金と個人事業者の年間税金をくらべてみて、サラリーマンの方がはるかに多いにもかかわらず、事業者の方が生活状態がよく、預金もずっと多いというのは、どうしたことであろうか、原因の第一は支払利息の問題であり、第二には減価償却の問題、第三にその他の原因がある。支払利息については、事業者が支払ったものは損金となるが、サラリーマンの支払利息は事業者でいうと利益の中から支払うのである。このため、同じ税金を支払っても実質利益の額が違うのである。次に減価償却については、事業者の預金は残ったお金を積むものと、減価償却部分として積立てまた返済している分とがある。サラリーマンの場合は減価償却がないから残ったお金しか積めないわけである。こう考えてみると同じ税金を払っているサラリーマンよりも事業者の方が預金高が多いのは当たり前の話であるが、一方考えてみると、この預金高はすべて自由に使えるものでないこともはっきりしている。

すなわち、事業者の預金の大部分は、減価償却や支払利息の分として今まで資産へ投資した資金の回収か、または将来投資予定の設備資金として積立てているものなので、だからいくら積んでも積みすぎるということはない。ただし経常利益よりも多く積むことができないのは当然である。

このように考えると、同じ利益の事業者では、償却額の多い事業者の方がより多く預金ができるわけであり、設備の新しい人の方がより多く預金できるのである。設備を新しくすると支払利息が増加するので利益が減る、減価償却費が増加するので利益が減る、利益が減るから税金が減るというわけである。反対に設備は新しくなるお客は増加する、預金は増えるというわけで、店がきれいになって客が増えて、税金が減って、預金が増えるとよい事ずくめである。

しかし、実感としては、やりくりが苦しいということになる。それは今までの余裕金や生活費に回っていた資金まで返済や預金や利息等の支払いに回すことになるからである。これらの借入れが減ってくると、支払利息が減り、償却費が減少してくるので、生活費にゆとりが生じ、利益が増え、税金が増加することになる。こうなると預金も多くなる代りに税金も多くなり、なんだか税金を支払うために事業をしているような錯覚におちいってしまう。しかし、これは事業をした、すなわち体を酷使したための休養とみて、体力の回復期間とみるべきであって、次の事業のために力を蓄えているのである。この体力回復をしないで、次の事業をすれば当然体をこわしてしまう。事業者というものは自転車に乗っているようなものであって、いつも回転していなくてはならず、登り道で体力を使った後は下り道で楽をし、次の登りに備える必要がある。つかれたからといって自転車を降りて一休みしてはいけないのである。

いま自分はこの長い道のどのへんにいるか、よくわきまえて、定期性預金と要求払預金とに区分し支払資金のための預金と設備投資のための定期積金とに振分け預金をしておく必要がある。預金を多くすれば、税金が多くなるということはないのだから安心して預金すべきである。これがひいては自分のため、子どものため、業界のためになるのだから喜ばしいことになる。

（東浴）

## むずかしい料金区分

おとなと子どもの区別のしかたにはいろいろある。生理的、経済的、法律的……。その中で、日々いやおうなく経験させられるのは、おとな料金と子ども料金の区別だ。たいていは十二歳からおとな扱いされる。ボクー子どもなのにどうしておとな？ その歴史をたどってみるとざっと百年。しかも、いま大手を振って通用している十二歳区分説の根拠はあいまいで再考の余地は十分ある。もし、区分年齢を引き上げることができたら苦しい家計をちょぴり助けることにもなるのだが。

鉄道、船、飛行機、遊園地、公衆浴場、散髪……かたっぱしからおとな、子どもの区分を聞いてみると、中学生以上あるいは十二歳以上がおとな扱いだ。理由をたずねると「さあ」と考えこむか「国鉄なんかもそうでしょう」。

「おとな、子どもの区別は旅客営業規則で決まっていて、その根拠は運輸省令ですね」（国鉄本社広報課）。やはり〝おカミ〟の号令だった。その運輸省令というのは、正確にいえば鉄道省令第三号、昭和十七年に出ている。現行制度の法的根拠といえばその省令になるのだという。

こんな推測ができそうだ。戦前の義務教育年限は六年間。その期間はスネカジリに決まっているから子ども扱かいにして料金も半額にする。――それなら十二歳区分説もうなずける。では、戦後、義務教育が九年間になったのに、十二歳を十五歳まで引き上げなかったのは？「そういわれればヘンだが、そんな論議はいままでまったく出たことがありませんね」と運輸省の担当者がいった。

法的根拠は戦前の省令にあるとしても、そもそも沿革はどうなっているのだろうか。国鉄の調べでは、明治五年までさかのぼる。「汽笛一声新橋を……」の鉄道開業時だ。当時の駅頭にこんな掲示があったという。

「子ども四歳までは無賃、その余十二歳までは半賃金」

十二歳区分は百年の歴史を背負っていることになる。では当初なぜ十二歳を境界にしたか？ 国鉄の担当者は「当時はすべてヨーロッパをモデルにしていた。だからその区分もイギリスなどのまねをしたのではないか」と推測した。が、イギリスの現行制度では、三―十四歳が子ども料金で半額、百年前のことはわからない。

その後の変化をたどると、まず、昭和十二年に四―十二歳の区分を六歳以上十二歳未満に変えている。さらに昭和十五年ごろ、年齢の表現をそのままにしながら、六歳でも未就学児は半額扱いから除き、十二歳でも小学校在学者は半額扱いにした。当時、はっきりと尋常小学校在学者を料金半額の子ども扱いにしたことがわかる。そのとき、義務教育年限ということにどれだけこだわったかはいまではわからない。

十二歳以外の区分のしかたを見ると――。

六法全書をパラパラとくってみるだけで、選挙権の二十歳以上をはじめとしていくつかの基準がある。児童福祉法の児童は十八歳未満、少年法の少年は二十歳未満、民法によると、十八歳未満の男子、十六歳未満の女子は結婚できない。つまり、おとな扱いしない。料金のとり方でも映画館などのように、おとなと子どもの間に学生という区分を加えているところがある。これなどは〝スネカジリ性〟を考慮に入れた分け方。

こうして見てくると、何気なく受け入れてきた十二歳区分説もその根拠がはっきりしない。義務教育説をとるとすれば戦後、改正しなかったのは行政、業界の怠慢ということになり、業界は〝不当に〟もうけていたことにもなりかねない。中学生諸君は〝不当に〟おとな扱いされていたことになるのだが、そんな是非論は別にしても、百年前の新橋駅頭の掲示が、いまもって日本の料金体系をしばっている。どうしたことか。

（七月二十四日付朝日新聞から）

## 料金改訂に団結を

### 沢田五十若

わが業界に強固な団結があればどんな要求も通せぬはずはないと思います。

今時たった一つだけ取り残された悪法で毒となってる物統令について、生き抜くため、この際何んとか方策を考えようではありませんか。

「毒は薬ともいう」恐れられるその毒も使い方によっては薬にもなると言われます。悪法でもあり毒ともなってる物統令を逆用し、薬となさねばなりません。最近は各県の入浴料金は大体一年毎に改正されているようで、当県浴も十一月一日改正を目途に執行部は作業を進めています。

組合員の皆様方もこれまで不審を抱いてると思いますが、私は協議会の都度、残念でならないのは組合から提出の値上げ申請書の人件費、特に店主報酬のことで、毎回舌戦の的となってるものの一向に好転しないのが実情です。

県側の資料にわれわれ委員が今時こんな数字で食べられると思うか、何千万も投資し脱落しまいとやっと営業してるのも顧りみられず労働者一人の給料分にも満たない額ではないかと反論すれば、県側の実態調査の結果でこの数字となったことだと、一方的に業者側の声を聞いてくれそうもない。

私のところを始め、これまでの低料金では店主報酬として取りたくとも取れないのだ、それが現在の浴場の実情であると。

店主報酬でさえこの状態で、賞与に至っては論外扱い。これまでの協議会で一銭も認められたことがなく、これまた残念なことです。

利用者代表の一委員一段と声を高くしていわく、賞与はもうけて始めて貰えるもので、もうけのないところから賞与はおろか、給料でさえもらえないのだと。あなた方浴場の実態調査した内容では、賞与をもらうということ事態おかしいのだと。

確かに理論はその通りですが、理論はどうあれ、全国で一日平均一、二軒で、転廃業者のあるのは何よりもの証明と思うのですが行政を預る者、この明白な事実を何んとみるのか。考えて見れば業界に政治力の欠陥と団結の弱さにもあると言わねばなりません。

料金値上げはもちろんですが、今後は、洗髪の復活を第一に採りあげての協議会となりましょうが、これまでの洗髪議論の経過からして、その復活がそう簡単に行かぬのではないかと心配されます。

仮りに復活をどうやら認めさせたものの料金が山形県を除いた東北四県並みに獲得出来るか否か、難問と言わざるを得ません。

その要求を通すも通さぬも一に組合員の強固なる団結次第と協議委員の一致した意見であります。

今年、業者側から出て行く協議委員は従前通りの留任と決りました。来るべき時に備え、今からその態勢を整える必要があると私は思うのです。

（青森県浴組）

## 番台川柳

### 右近藤吉

○行楽の季節銭湯シーズンオフ
○重油値上げ心外円高ドル安に
○ケッタイな名前やんけワレミス花子
○洗髪料要るやんけワレ耳隠し
○おいでやすどうぞお風呂へ敬老日
○永田町老政治家の茶番劇
○明月はもう一度台風これっきりに
○全浴に台風お見舞申し上げ

（大阪府天王寺支部豊丸湯）

ニューよくさん
山本富丈
ワザあり
祝優勝
おめでとう
おーい勝ったぞ
ワザあり
タリッ

目黒廻転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
目黒製作所
本社 東京都中央区湊1-7-2 TEL東京(03)551-5513
横浜支社 横浜市神奈川区松本町4-28-2 TEL (321)5036
北海道支社 札幌市東区東稲穂町50 TEL(011)781-3271

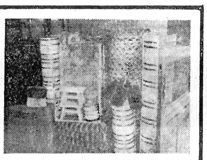

浴場用具一式
製造販売
地球束子
製造販売
営業品目
藤籠竹籠・子供寝台・桶各種
足拭・束子・刷子・槇肌・肌拭
磨砂・クレンザー粉石鹸
駒形屋商店
東京都墨田区墨田一丁目一番十六号
電話（611）7323番（612）6953番
振替口座 東京 74113番

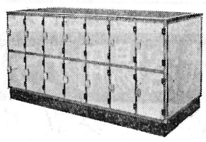

さくら錠一式
浴場ロッカー
下足箱、傘入箱
貸ロッカー、番台
内装工事一式
錠前・木工一環製造直売
桜木芸工業株式会社
本社 東京都品川区勝島1-3-27 〒140 TEL 765-3331-4

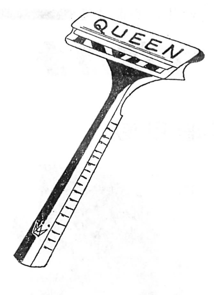

銘刀関の孫六の伝統が生きている素晴しい切味!!
クィーンカミソリ
T型・長柄・ジャンボT型
トーヨクカミソリ　東京都浴場組合ご指定
大浴カミソリ　大阪府浴場組合ご指定
アイヨクカミソリ　名古屋市浴場組合ご指定
その他の県・市の浴場組合にもご指定をいたゞいております
すべて組合を通じて納入いたしております。
製造元 株式会社共進金属工業所
岐阜県関市円保通2-50 TEL〈05752〉2-2464

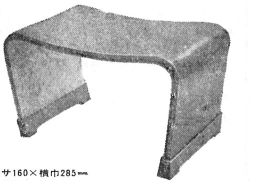

永久腰かけ
構造＝厚さ0.5㎜の硬質樹脂板20枚を1枚に溶着
驚異的に強く。美しく。手入れはらくです
営業用として東京・大阪の全浴場で御愛用下さり、知らぬ方なしと申して過言でない逸品であります。
製造元 池島製作所
大阪市生野区林寺町3-15-14
TEL 大阪(716)6489
普通型 巾150×高サ160×横巾285㎜
小型 巾130×高サ135×横巾250㎜
その他トルコ用の超大型品もあります。
表みどり色
裏白色

加入で安心. 利用で繁栄
みんなで育てる生命共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

ロッカー・錠前の専門メーカー
精密度は抜群!!
好評のアフターサービス
ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠
ロッカー錠

回転式傘立台

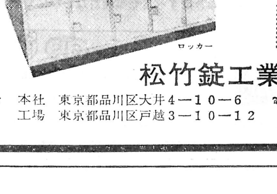
ロッカー

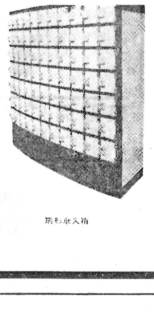
回転式傘入箱

松竹錠工業株式会社
本社 東京都品川区大井4-10-6　電話 本社(771)7477 (771)9687
工場 東京都品川区戸越3-10-12　工場(781)5472 (782)9189

廃油燃焼用油濾過装置
5機種
（特許1、特許出願中3）
ロータリー・ジエットバーナー用
ガンタイプバーナー用
ドラム缶用
油水分離用
カタログ進呈
発売元 大新石油株式会社油機部
〒110 東京都台東区竜泉2丁目18-11
電話（東京03）874-8986・8987
製造・保証元 小川油機工業

# 浴場史余聞

文・武田勝蔵
（武蔵工業大学名誉教授）

## がん風呂、釜風呂、から風呂

### 食べられぬがんなべも

### がん風呂の所属

秋冷をおぼえ始めると、一昔前は東京の夕空に高く数行のがん（雁）の群が列を広げたり、せばめたり「アア」となき声をあげつつ、どこかに飛んでいくのをよくみかけたものである。広重の江戸名所風景の中に、明月にがんをえがいたものもあり、そのなき声を「かりがね」と呼んで、詩歌によくうたわれたものである。

筆者のように沐浴史に興味を持つものは、これを見聞するたびに俳句、川柳にある「がんふろ」の裏話が思い出される。

テレビ放送のある洋酒のコマーシャルに、老漁夫が海辺でたき火をしている場面が現われ、その説明で青森県津軽半島東北端外ヶ浜に所伝の「がんふろ」を簡単に説明しているのを気づかれたと思う。

それで改めて、この「がんふろ」の由来を説明すると、シベリアの北方に生息するがんは日本の秋冷の頃になると、避寒の好地を日本内陸に求めて飛来するが、その長途の旅のことで、途中、海上で羽休めのための浮木として、小枝をくわえており、本州北端の外ヶ浜に達すると、その浮木の小枝は不用と海に落として、内陸に飛び去る。小林一茶の句に「今日からは日本の鳫よ楽くに寝よ」の通りで冬を越して春になれば再び北方の故郷に帰るので、これを「帰鳫」と呼び、歌題にもなる。一茶の句を借りると「鳫鳴くや今、日本を放るると」、このがんの群は再び外ヶ浜を経て大海を渡るが、さきに落とした浮木の小枝をくわえて飛んでいく。しかし海辺には浮木の小枝がたくさん残っており、この浮木の数が、がんが冬ごもり中に狩人の鳥銃や網の犠牲になったわけである。そこで仏心の厚い外ヶ浜の漁民は死んだがんの冥福を祈るため落としていった浮木をたいてフロをわかし、旅人に無料で入浴させたという。これは仏教の施浴で、追善風呂、作業風呂とも呼び、この由来を知る人は涙を催したものである。

### がん風呂の構造と八瀬の釜風呂

この鳫風呂の構造について記述しているただ一つの史料ともいうべき江戸時代（明和四年刊行）の三宅意安の著『本朝温泉雑考』に

釜風呂の製は、ねばき土を以て、大なる曲屈をこしらへ、その中に凹なる所ありて、自然に溜止むる水気あり、気味酸激に少にして少暖気あり、その曲屈の面に柴を取ってそへ焼し、その蒸気にふれて病を治す、其の原始知る人なし、山城八瀬の里の釜風呂にひとし、古老の口伝に、里では釜井と名づけ、神代より此湯ありけるに、中古絶てなかりしに、いつれの代よりか、人、霊妙を知りて起れりとかや

このように京都八瀬の釜風呂の構造と同じるある。これは実際にみたものか、人の話で記述したか不明であるが、がん風呂の構造を知るために、八瀬の釜風呂の構造と入浴の仕方を簡単に説明したい。

今日、八瀬には八瀬童子会の手によって高野川の西岸に復元釜風呂がある。地面に石を敷きつめ、この上もおわんをかぶせたように土まんじゅうで固め、中は畳二、三畳敷ほどの広さ、高さは一間余で、一方下部にたき口を設け、山野の生の雑木をたいて、内部があたまると、灰をかき出し、水や塩水を含んだむしろを敷き、裸体で入って横たわると、内部の熱気が汗が流れ、また生木から出た薬分を含む水蒸気が身体に作用して医療保健に格別の効果がある。数分後、風呂から出て湯水で汗よごれを落とし、しばらく休息して再び風呂に入り、これを二、三回繰返えす。医療には一めぐり（七日）から三めぐり（二十一日）も滞在して、毎日二、三回入浴する。この釜風呂の起源は不明であるが生申乱（六七二年）のとき大海人皇子（天武皇）が背に矢傷をおい、ここで加療全治されたので「やせ」の地名が生まれたといわれ、相当に古い。

八瀬の地は昔、半島からの帰化人を集落させたところといえば、故国の半島で行われていた汗蒸（はじん）すなわち北欧系のサウナを思いついて炭焼釜やこれを模して造った釜を利用したものと考えられるこの一種の熱気浴が次第に変わり、熱気と生木発散の水蒸気との利用とになったものとも思われる。

外ケ浜のがん風呂は土まんじゅうの釜で塩分を含む流木などをたいてあたためたものであるが、これはおそらく地理上沿海州と双方の漂流漁民などによって、北方系のサウナ式を知り、流木の多い海辺で釜を造ったものではないかと考えられる。この傍例として瀬戸内海沿岸で各地に石風呂が発達したのは、内海の海洋民族が大陸半島におもむいたとき北方系のトルコ風呂式のものを見聞して模したことに起源があるのと同じと考えられる。

この八瀬の釜順呂は、足利時代の「狂言」にもある通り、世人に知られて利用され、天正十一年（一五八二年）宮中に奉仕していた長橋局が二月二十日より三月十二日まで三めぐり二十一日間湯治のことが『御湯殿上の日記』にみえており、慶長十二年（一六〇八年）三月四日近衛関白湯治のことが『慶長日件録』にみえるなど著名人がおもむいている。

八瀬には、江戸時代七、八軒もあったが、維新後漸次第に消え、明治年間、京都博覧会のとき一時一、二軒復旧したが、鉄道の便で温泉利用が多くなり、数年にして廃滅した。近年八瀬遊園地内に釜風呂を造ったが、昔のものではないとの話である。

### がん風呂の古川柳と俳句

上述のようにがん風呂には哀れな伝承があり、施浴の供養が鳥類にまでおよびということから、江戸時代の川柳を揚げるという

○風呂を焼く薪の中から雁の糞
○○風呂の長湯は後が先になり
○雁風呂にうちへとされて染木かな
○春の雁風呂の煙りにむせびけり

また近代の俳句では高濱虚子のものがある。

○雁風呂や海荒るる日は焚かぬなり
○雁風呂に薪の残るあわれかな

このがん風呂は江戸時代の文人にはよく知られていたようで、読み本や芝居などでも話題となっており『和訓しおり』など若干の本に散見している。一例として国学者屋代弘賢の『諸国風俗問状答』の条にがん風呂についてつぎの一説をかかげ、いる。

此鳫のわたる時、木の枝をくはへて来り、□□海辺に据置、春帰る時、是をくわへて帰る。残る木は取らわし鳫の捨木也、其の木を拾ひ、水風呂を焚いて施行す、是を鳫風呂といふ。鳫の供養也

この施行は追善のことで、追善施浴を施行風呂ともいう。なお同書の校注にあたった民俗学者中山太郎氏は、左の通り注記しており、参考にすべきである。

鳫風呂の故事は、如何にも物の哀れをそそる語り草であるが、実は俳胥者流の創作のようにも考へられる、但し鶴が朝鮮半島から奥州秋田の海岸へ飛んで来るとき、野生の人蔘を息ぎれを防ぐために、くわへていたと、同地出身の先輩故石塚北巌翁から承知した。

筆者は、あの本で信州でもがんが飛来する季節にわかす風呂をがん風呂と呼ぶと読んだ記憶があり一茶の句の中にもがんの句があることから秋冷から向寒を告げる伝令使の役をしたもののようである。

地図を開くと、外ケ浜一帯は青森県の観光地に指定されているようで、同地のがん風呂の所伝や旧蹟と呼ぶところもあろうと、土地不案内のため、津軽郡平内町の教育委員会に送書して伝承遺蹟等について示教を仰いだところ、不明であるとの返事に接した。今後、幸いには地の古記録や古老の記憶にがん風呂の伝承が判明したならば、外ケ浜は観光指定地でもあるから、がん風呂を復元して日本人の沐浴思想発達史料とし、また実際にわかして入浴させ、保健医療に役く立ててはいかがだろう。その一例として香川県大川郡長尾町の町立老人福祉センター行基苑内に設けた「から風呂」を紹介する。

### 行基苑の「から風呂」

行基苑は長尾町立の近代的な老人福祉センターで、開設を報じた山陽新聞（四七、八、二二）の記事には、

大川郡長尾町立老人福祉センター「行基苑」は、から風呂を売り物にして、二カ月前に店開きしたが、いまではす、から町民の憩いの場としてなじまれ、毎日老人たちでにぎわっている。から風呂はサウナ風呂の先祖ともいうべきもので、一見横穴式古墳の玄室を思わせる。幅一・二㍍、高さ一㍍、奥行二・七㍍の石室で、周囲は石とねん土で固めている。この石室の中で雑木をたき、これにぬれむしろとぬれこもを交互に重ね、塩をまき、さらにむしろを敷いて戸をしめて蒸しておく、初めての人はとても入れそうにないほどの熱さ、慣れた人でも五、六分がせいぜい、座ぶとんの上で、歯を食いしばり、まるで〃がまん大会〃のよう、これを何回も繰り返す、その間、水風呂にもつかる、汗を流し終えた顔は、どれもそう快そのもの。

毎日午前午後と二回たき、町内はもちろん、周辺の町村の老人にも開放され、毎日数十人が利用していると。なお若干の入浴料が必要。

### がんなべの両種

がん風呂のついでにがんなべ（雁鍋）について記しておく。地方のことは知らないが、都市でがんなべを食べたという話を聞いたことがない。しかし筆者は明治三十五、六年の子供の頃、父が北鮮城津の日本領事館に数年勤務していたので、母とともに居住した。日本人は開港早々のことで男女数十人で肉屋などの店もない、毎日魚貝類を食べており、このとき冬になると、時々土地の人からがんを贈られるので、母はこれをすきやきにして食べたが、そううまいという記憶はない。ところが明治初年頃、東京でがんなべが人々に賞味されたということを知った。それは『広瀬左エ門の雑記』に幕末から明治初年頃の見聞が記述されており、その中に上野山下でがんなべの店が大変に繁盛したことが、つぎのように記してある。

山下雁鍋飯店は都下にて当時第一に繁盛す。但し江戸市中のみならず、遠近の在郷迄も其名を知て立寄る故、平常客百人程は不絶有之、尤近年家作立直、此金千両に近しと云、冬は雁を専とし、傍魚類をも用ゆ、夏はあなごを専とし、家鴨魚類を用ゆ、酒飯の賀甚低くして飽満せしむ、ここに於て中以下の者多く立寄るなり、平時店先に居て働く処の男女五人、女も廿五、六人ある、夏も冬の雁時を盛とす、変時あなご時節の客も半分なり、去ながら五十の口を給し万金の地祖を出すなれば、日々の計多き事を知るべし

これで日本で冬ごもりのがん犠牲となり、外ケ浜の追善雁風呂の由来にうなずかれることであろう。

ここで笑い話を一つ附記して本稿をおわりたい。それはがんなべといっても、食べられぬがんなべのことである。筆者が若い頃、同僚一人と東北六県の史料調査をしたとき、大鰐温泉に一泊した。夕食後、同僚は「先生すっかりこの名物がんなべを注文することを忘れました。今から注文しましょう」という。筆者が「もう食事も終り満腹だし、がんなべは子供の頃、北朝鮮でたべたが、あまりうまいものでないから、君の分だけ注文しなさい」と返事をした。

同僚が女中に注文すると、女中はプッと笑って出ていった。しばらくしてその女中ががんなべがきましたという。驚いたことに十八九歳の美女一人が一礼して入ってきた。筆者が目を丸くすると、同僚と女中はカラカラと笑い、「これでよい復命書が書けます」と、また笑った。後で聞かされたが、下宿の主人に東北出張のことを話すと主人が大鰐温泉の名物がんなべの出来を説明し、注文して先生を驚かそうということになったのだそうで、まったくの失敗談である。この美女は当時、各温泉場にいた通勤の湯女で、すぐ帰すこともできず、大鰐小唄の教授をしてもらい、お引き取りを願った。以後、各温泉地の湯女の異称と、その出来に注意して史料を収集することになった。

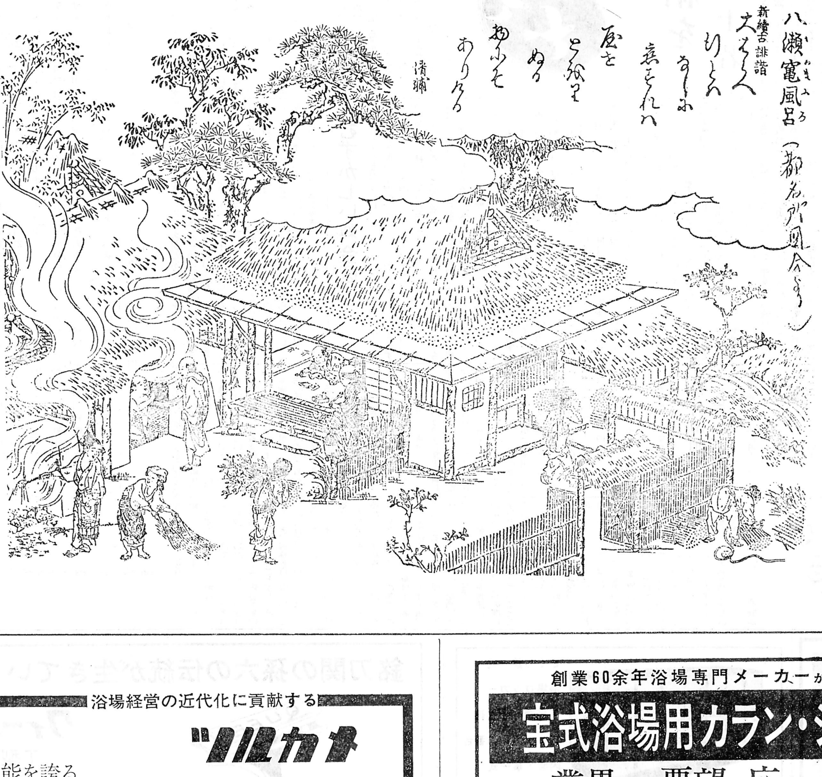
八瀬竈風呂（都名所図会より）
新續古誹諧
清輔

浴場経営の近代化に貢献する
ツルカメ
あらゆる点で最高の性能を誇る
・ステンレス
銅
廃湯温水器
浴槽自動

営業品目
風呂釜
温水器
濾過機
配管工事一式
新築工事一式
冷暖房機工事一式
シャワー工事一式
ハイドロ工事一式
ネオン風呂
サウナ設備
其他浴場用品一式

●電磁弁式【特許】

鶴亀温水器工業株式会社
本社　大阪市天王寺区寺田町214　電話 大阪06（772）5301～9
東京支店　東京都北区東田端1－4　電話 東京03（894）0580、0381
北海道から九州まで全国各地に出先支店、営業所があります。ご一報次第直ち、速刻に御応え申上げます。

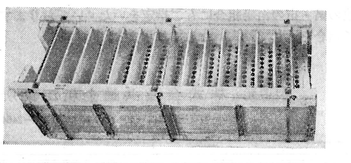

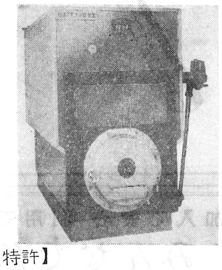

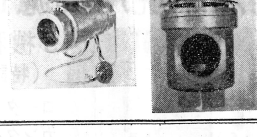

創業60余年浴場専門メーカーが実績と信用を誇る製品
宝式浴場用カラン・シャワー・コック
業界のご要望に応えて登場!!
最新型〈ハート〉格安全国一斉発売

最新型宝式は、材質、形状に従来の製品を改良し更に吟味し精撰されたもので、ハンドル操作も軽く、折損の心配なく優美で又、旧型製品より経費はかけていますが、従来通りの値段にて格安にして居ります。既に一部のご利用の方々から絶大なる好評を戴きメーカーとしては確信をもつて御使用をおすゝめいたします。

水漏れ等故障のない合理的構造
堅牢で充分な耐久性と機構
美麗でハゲない優良なメッキ仕上
強固なストッパー付で鏡タイルを傷つけない
水漏れのない耐久性に富むパッキング方式
有効散水角度が大で使用し易い

宝式A型ワンタッチシャワー

宝式ハート型カラン
カバーガード付
画期的新製品!!カランの決定品!!
湯漏れ防止・クシ等の異物差込防止のカバーが取付きました。

宝式ハート型カラン《カバーガードなし》
ハンドル操作もぐんと軽く
優美で折損の心配なくしかも格安
これこそカランの決定品です!!

類似品にご注意
もし類似品が出ていましたらご注意下さい《宝式製品類》はすべて新案特許ならびに意匠登録されています。

日本全国の浴場で一番使用され喜ばれている宝式
登録 CTS 宝 商標
製造元　小島合金製作所
日本工業規格 通産大臣許可 優良工場
日本水道協会検査指定工場
本社　京都市南区東九条東札ノ辻町1番地
工場　京都市南区東九条柳下町49番地
京都（075）661局 0001番（代表）　営業所　東京・大阪・札幌